

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成19年9月28日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝規
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果(対象機関)	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 超過勤務手当の支給について 超過勤務手当の支給に当たり、正当額との差額分を返納及び追給する必要がある。（中央病院、がん検診センター）</p> <p>イ 休日給の支給について 休日給の支給に当たり、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (丸亀病院)</p> <p>ウ 通勤手当の支給について 通勤手当の支給に当たり、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (中央病院)</p> <p>エ 宿直手当の支給について 宿直手当の支給に当たり、正当額との差額分を追給する必要がある。 (中央病院)</p> <p>オ 賃金の支給について 賃金の支給に当たり、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (中央病院)</p> <p>カ 県外旅費の支給について 県外旅費の支給に当たり、正当額との差額分を追給する必要がある。 (津田病院)</p> <p>キ 管理諸経費の算定について 管理諸経費の算定に当たり、一部積算誤りがあるので、正当額との差</p>	<p>ア 平成19年7月に返納及び追給済みである。</p> <p>イ 平成19年5月に返納済みである。</p> <p>ウ 平成19年6月及び7月に返納済みである。</p> <p>エ 平成19年7月に追給済みである。</p> <p>オ 平成19年7月に返納済みである。</p> <p>カ 平成19年5月に追給済みである。</p> <p>キ 平成19年8月に還付済みである。</p>

額分を還付する必要がある。(津田
病院)